

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

食は、私たち人間が生きる上で欠かせないものであり、命の源です。しかし、食を取り巻く社会環境が大きく変化し、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、日々忙しい生活を送る中で、毎日の「食」の大切さを忘れがちになっています。

このような中、本市においては、食育基本法第18条第1項（注1）及び第二次茨城県食育推進計画に基づき、平成25年度から平成28年度までを計画期間とした「守谷市食育推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、目標達成のために、関係機関等と連携して食育事業に取り組み、推進に努めてきました。

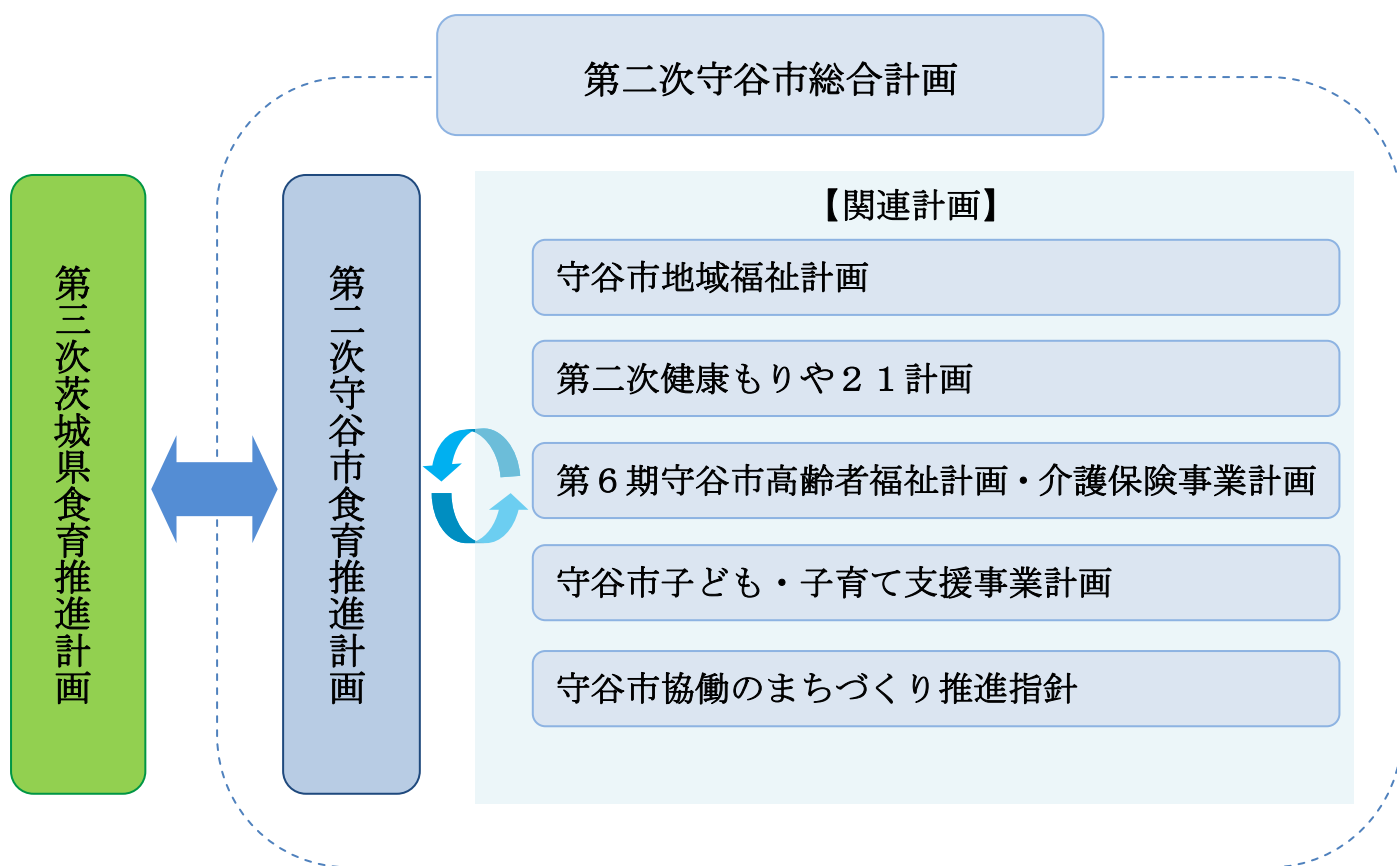
第一次計画の取組により、関係機関等との連携が推進され、一定の成果が得られてきましたが、野菜摂取の推進、減塩の取組等の課題が残されていること、また、高齢者の食などの新たな課題も明らかになっています。

これらの状況を踏まえ、市民一人ひとりが食生活の知識を身に付け、食の大切さを認識できるよう、地域全体での食育の推進を目指して、「第三次茨城県食育推進計画」との整合性を図り、実効性のある計画とするため、「第二次守谷市食育推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「食育基本法」の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、本市の食育推進施策の方向性や目標（目指す姿）を定めるものです。
- (2) 本計画は、第二次守谷市総合計画（後期基本計画）の部門別の下位計画であり、守谷市地域福祉計画、第二次健康もりや21計画、第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、守谷市子ども・子育て支援事業計画、守谷市協働のまちづくり推進指針と同列で、これらの計画並びに第三次茨城県食育推進計画と整合性を図り策定したものです。

(3) 市民及び関係機関がそれぞれの特性を生かしながら連携を図り、食育活動に取り組むための基本事項を示したものです。

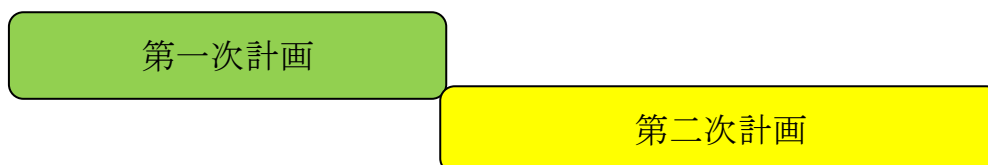


### 3 計画期間

第二次計画の期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とする平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や食育施策の変更などを踏まえ、必要な場合には、適宜見直しを行います。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



## 4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、食生活改善推進員と関係機関及び行政の関係職員を委員とする守谷市食育推進計画策定ワーキング会議を設置しました。

会議では、市民アンケートの結果を踏まえ、計画の内容や方向性等について討議を重ね、守谷市保健福祉審議会の答申を得て策定しました。

### <アンケート調査について>

本計画の策定に当たって、平成28年7月に、小学6年生・中学3年生1,361名（朝食摂取調査のみ「児童・生徒の食の意識調査」）及び20歳代から70歳代までの男女3,000名を対象に、無記名式で「食育に関するアンケート調査」を実施しました。3歳児は、平成27年度3歳5か月児健康診査時に実施した「歯みがき・食事についてのアンケート」633名分を集計しています。

## 5 進行管理

本計画の進行管理は、食生活改善推進員と関係機関及び行政の関係部署職員等で構成する「食育推進会議」を設置し、進捗状況を毎年度確認・把握し、評価と見直しを行います。その結果について守谷市保健福祉審議会に報告します。

注1：食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。